

2024. 12. 28

東証REIT ETF

追加型投信／国内／不動産投信／ETF／インデックス型

◆この目論見書により行う「東証REIT ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月27日に関東財務局長に提出しており、2024年12月28日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年12月27日
発行者名	: シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 水嶋 浩雅
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）	: 名称 株式会社東京証券取引所
の写しを縦覧に供する場所	: 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

Simplex
Asset Management

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	27
第3【ファンドの経理状況】	33
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	45
第三部【委託会社等の情報】	46
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東証REIT ETF（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

※ユニット有価証券は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数に連動すると想定する、1単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する銘柄の不動産投資信託証券につき金融商品取引所が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の数量をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託会社が別に定めるものとします。

(7)【申込期間】

2024年12月28日から2025年6月30日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-6843-1413

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(9) 【払込期日】

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する不動産投資信託証券をもって取得申込みを行うものとします。取得申込みに係る不動産投資信託証券は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が指定する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます（金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。）。

(10) 【払込取扱場所】

「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

東証REIT ETF（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証REIT指数を対象指標（以下、「対象指標」）とし、対象指標に採用されている不動産投資信託証券（以下、「REIT」という場合があります。また、採用予定を含みます。）への投資を行うことにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型投信	内外	不動産投信		特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	TOPIX
		中南米		
不動産投信				
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		その他 (東証REIT 指数)

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

■主要投資対象

対象指標に採用されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

※ 東証REIT指数について

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重型の株価指数です。算出方法は、基準時を2003年3月31日(終値)に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

基準日：2003年3月31日

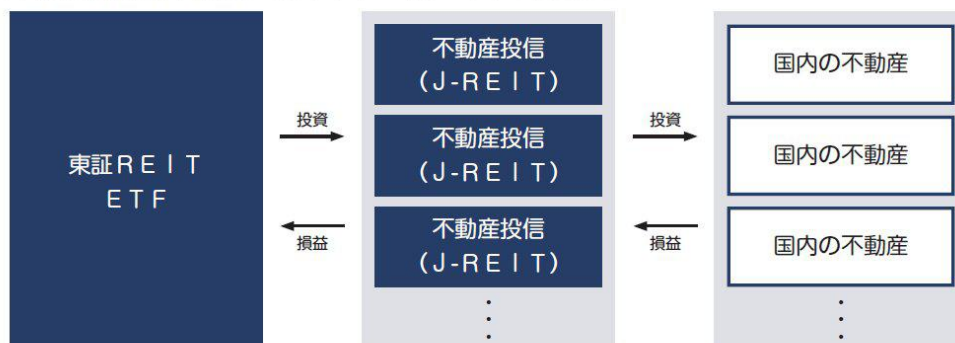
基準値：1,000ポイント

- 東証REITの指数値及び東証REITに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REITに関するすべての権利・ノウハウ及び東証REITに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- JPXは、東証REITの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REITの指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REITに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- JPXは、東証REITの指数値及び東証REITに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REITの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- JPXは、東証REITの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証REITの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
- JPXは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
- JPXは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証REITの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

■ファンドの仕組み

◆ファンド・オブ・ファンズ

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



取引所における売買

上 場 日 : 2019年7月16日

上 場 市 場 : 東京証券取引所

売 買 単 位 : 10口単位

手 数 料 : 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①当ファンドは、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証REIT指数に採用されているREIT(採用予定を含みます。)への投資を行います。ただし、株主割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- ②指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
- ③次に掲げる場合には、上記方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
 - a. 東証REIT指数の計算方法が変更された場合
 - b. 東証REIT指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - c. 追加信託ならびに交換請求の指図を行う場合
 - d. その他、運動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

REITへの投資割合	REITへの投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
不動産投資信託指数先物取引の指図	わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■分配方針

年4回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益(分配金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。)から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行いません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1、4、7、10月12日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。
下記の金融商品取引所で売買することができます。
東京証券取引所
売買単位は10口単位です。
手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

④ 信託金限度額

- ・ 1 兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2019 年 7 月 12 日

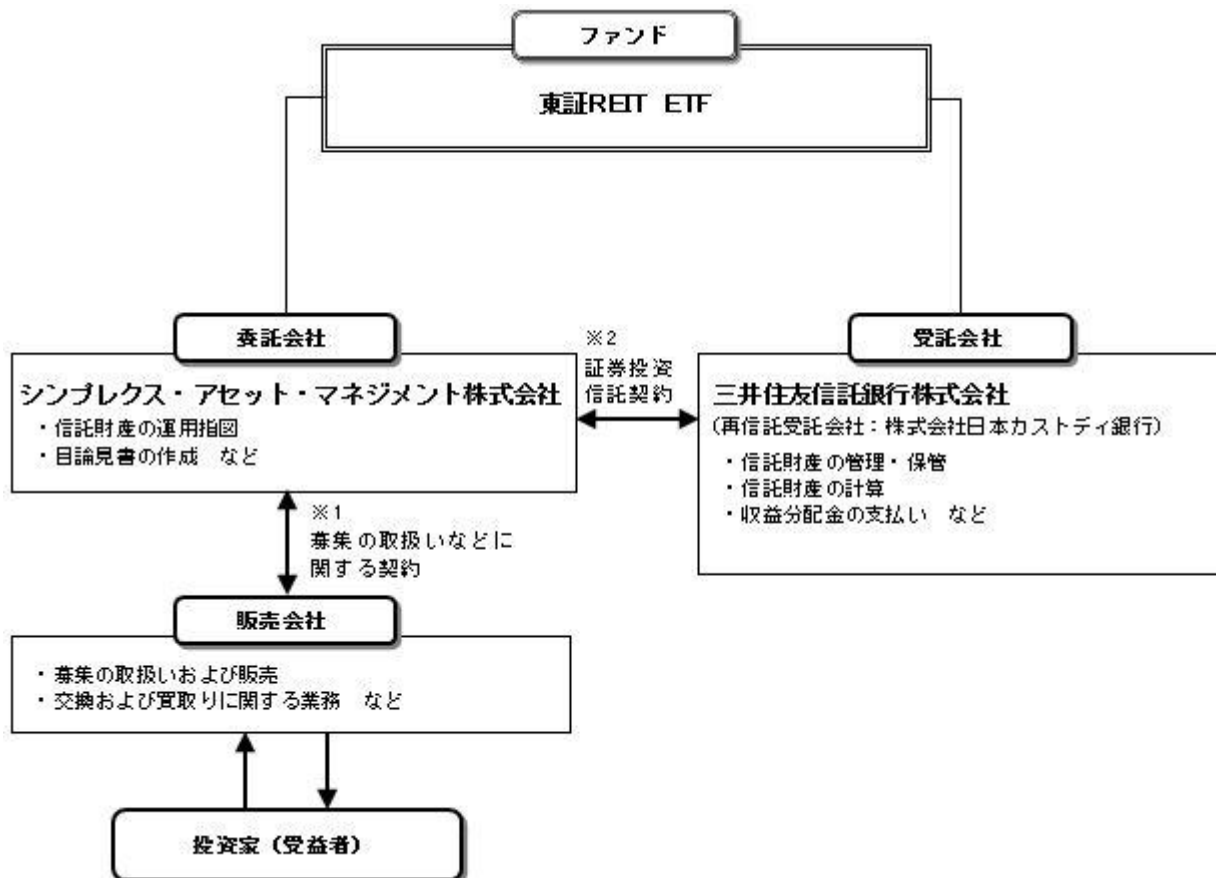
- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2019 年 7 月 16 日

- ・ ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

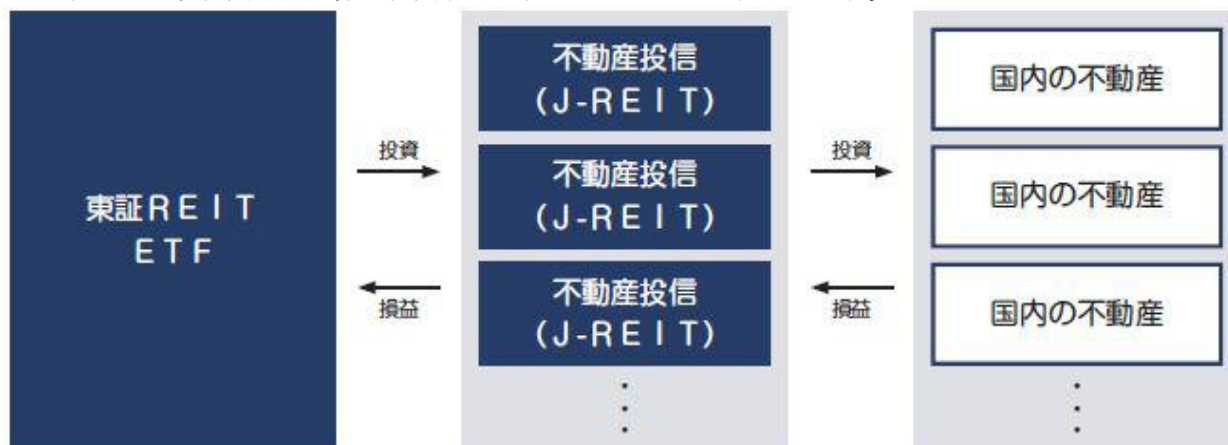


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2024年10月末現在）

1) 資本金

370 百万円

2) 沿革

1999 年 11 月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

1999 年 12 月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第 903 号

2000 年 5 月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第 27 号

2001 年 4 月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第 5 号

2007 年 9 月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第 341 号

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株) シンプレクス・ファイナ ンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号	7,400 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証REIT指数に採用されているREIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- ② 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
- ③ 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
 - a. 東証REIT指数の計算方法が変更された場合
 - b. 東証REIT指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - c. 追加信託ならびに交換請求の指図を行う場合
 - d. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ④ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類するもの以外のもの

③ 金融商品の指図範囲

前記②の規定のほか、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

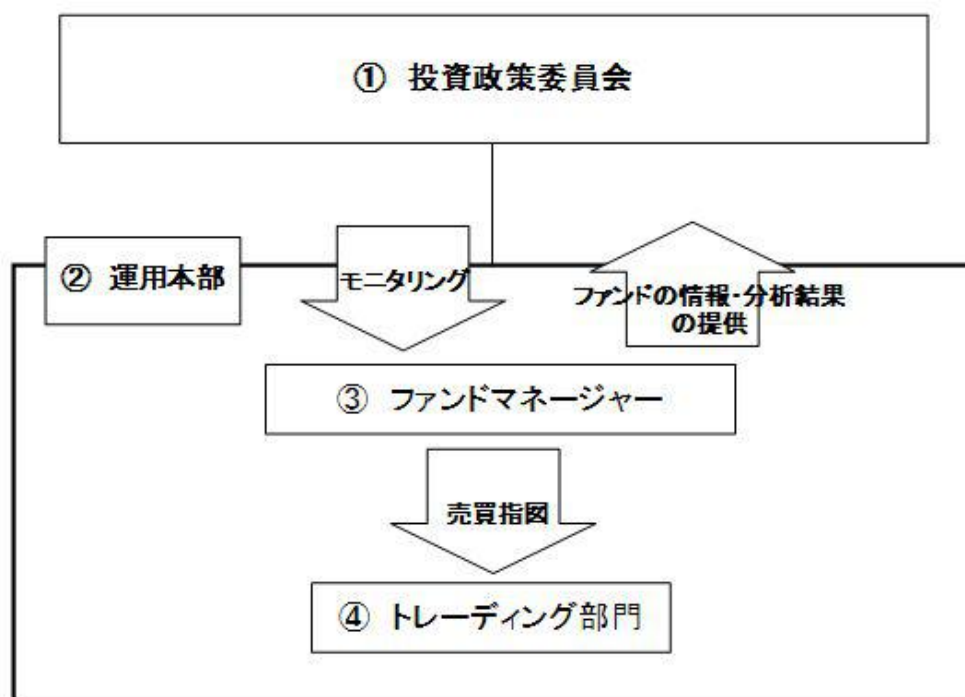
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

◆当ファンドの運用体制



- ① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
 - ② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。
 - ③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
 - ④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）
- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
 - 運用本部は、22名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
 - 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2024年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行いません。
- 2) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 3) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - イ) 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
 - ロ) 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) REIT への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する REIT および国債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付不動産投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する不動産投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 国債の貸付は、貸付時点において、貸付国債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する国債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 5) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。
 - イ) 投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること
 - ロ) 指数及びその算出方法が公表されているものであること
 - ハ) 有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主に不動産投資信託を投資対象とし指数先物取引等デリバティブ取引を利用しますので、これらの価格の下落や、不動産投資信託の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金又は保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に不動産投資信託は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投資信託の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投資信託の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

③ 信用リスク

不動産投資信託が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投資信託の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

④ 金利変動リスク

当ファンドでは、国債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

不動産投資信託は、金利の上昇局面においては他のより利回りの高い債券等との比較で不動産投資信託に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託の価格が下落し損失が生じることがあります。

⑤ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑥ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

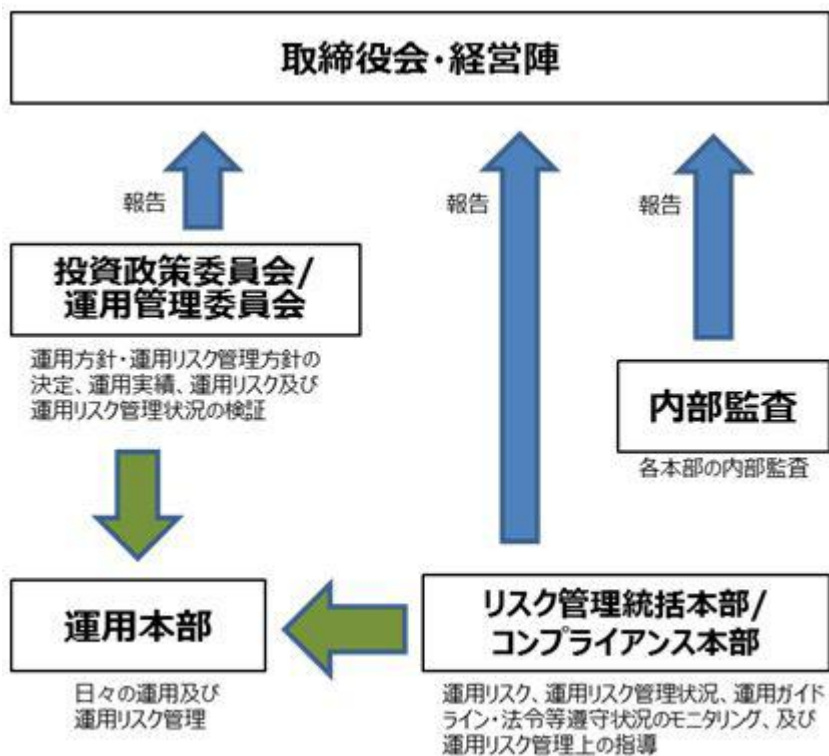
※基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び交換の受付を中止することがあります。
- ・対象指標と基準価額のかい離リスク
当ファンドは、東証REIT指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。
 - a. 東証REIT指数は、浮動株ベースの時価総額加重型の株価指数です。当ファンドが対象指標の計算に用いられる浮動株全てを組入れることは事実上不可能であるため、対象指標の各採用銘柄の構成比率と当ファンドの各組入れ銘柄の構成比率を全く同一の比率とすることができません。
 - b. 東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があります。対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - c. 東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があります。対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - d. 指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - e. 指数先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、買い建てている先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買って建てることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - f. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用などをファンドが負担することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - g. 組入銘柄の分配金や有価証券の貸付による品貸料が発生することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - h. 資金の流入により基準価額の変動率とかがい離が生ずる可能性があります。
 - i. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用等のコスト負担が、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率とのかい離の要因になります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（交換）請求の受付を中止することがあります。
- ・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- ・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- ・当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。
- ・受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。

- ・受益権の総口数が 30 万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。
- ・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) リスク管理体制



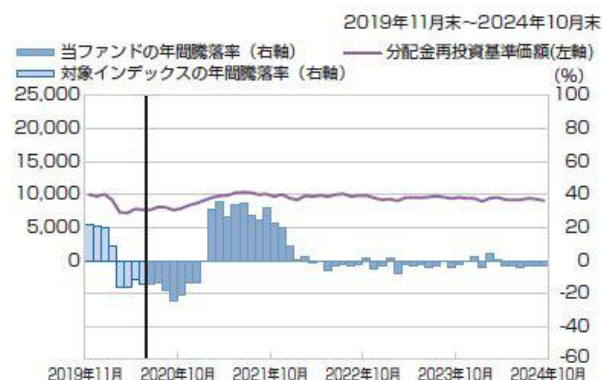
※上記は 2024 年 10 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<流動性リスクの管理体制>

- ・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

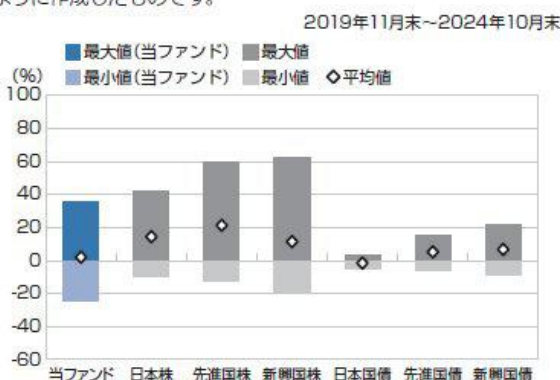


*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年11月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2020年6月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.9	42.1	59.8	62.7	2.9	15.3	21.5
最小値	△24.4	△9.5	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	2.0	14.5	21.3	11.4	△1.5	5.2	6.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〇代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記1)により計算した額に、下記2)により計算した額を加算して得た額とします。

1) 信託財産の純資産総額に年10,000分の26.95（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	0.2695%（税抜0.245%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.210%（税抜）	0.035%（税抜）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

2) 有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

② 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

- ① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記④に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記②に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記 1. から 7. までは該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. 格付の取得に要する費用
 9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
 10. 受益権の上場に係る費用[※]
 11. 運用の基本方針に沿う運用を行うために必要な東証 R E I T 指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

※ファンドの上場に係る費用

- ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）。
- ・毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）および TDnet 利用料。

- ④ 委託会社は、上記②および③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。
- ⑤ 上記④に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑥ 上記⑤の場合において、上記②および③に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記④に規定する見積率の上限は、年 10,000 分の 20 とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISA は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・益金不算入制度は適用されません。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 10 月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【東証REIT ETF】

以下の運用状況は 2024 年 10 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	57,547,668,004	98.66
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	780,243,567	1.34
合計（純資産総額）		58,327,911,571	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	769,972,500	1.32

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	34,420	131,570.37	4,528,652,135	130,500	4,491,810,000	7.70
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	6,061	568,884.17	3,448,007,000	554,000	3,357,794,000	5.76
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人	30,598	94,003.56	2,876,320,928	93,400	2,857,853,200	4.90
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	18,889	143,039.98	2,701,882,182	144,000	2,720,016,000	4.66
日本	投資証券	G L P 投資法人	19,821	129,068.05	2,558,257,819	134,100	2,657,996,100	4.56
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	10,280	245,531.08	2,524,059,600	245,000	2,518,600,000	4.32
日本	投資証券	K D X 不動産投資法人	16,509	150,103.68	2,478,061,700	145,100	2,395,455,900	4.11
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	8,850	230,715.99	2,041,836,511	232,100	2,054,085,000	3.52
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	32,512	61,400.9	1,996,266,060	62,300	2,025,497,600	3.47
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	11,758	151,352.42	1,779,601,754	157,300	1,849,533,400	3.17
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	13,200	137,879.88	1,820,014,500	136,700	1,804,440,000	3.09
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	5,799	322,343.1	1,869,267,636	306,000	1,774,494,000	3.04
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	21,679	70,100.91	1,519,717,638	70,500	1,528,369,500	2.62
日本	投資証券	日本ブライムリアルティ投資法人	4,036	340,448.01	1,374,048,184	335,000	1,352,060,000	2.32
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	17,732	74,995.97	1,329,828,540	72,500	1,285,570,000	2.20
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	10,804	115,994.6	1,253,205,726	115,200	1,244,620,800	2.13
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	2,038	638,519.79	1,301,303,337	610,000	1,243,180,000	2.13
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	7,555	141,782.39	1,071,166,000	145,000	1,095,475,000	1.88
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	3,965	274,536.25	1,088,536,231	272,900	1,082,048,500	1.86
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投	9,844	102,987.14	1,013,805,500	101,500	999,166,000	1.71

		資法人						
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,868	328,475.07	942,066,500	325,000	932,100,000	1.60
日本	投資証券	イオンリート投資法人	7,239	130,288.82	943,160,810	127,400	922,248,600	1.58
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,988	310,871.65	928,884,495	298,900	893,113,200	1.53
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	2,189	416,399.58	911,498,680	404,000	884,356,000	1.52
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	6,939	127,711.16	886,187,800	126,800	879,865,200	1.51
日本	投資証券	大和証券リビング投資法人	8,715	95,455.7	831,896,425	91,600	798,294,000	1.37
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	2,445	303,953.66	743,166,700	301,000	735,945,000	1.26
日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人	2,038	358,511.87	730,647,194	356,000	725,528,000	1.24
日本	投資証券	森トラストリート投資法人	11,374	63,385.74	720,949,500	61,500	699,501,000	1.20
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	5,214	134,084.07	699,114,344	132,000	688,248,000	1.18

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.66
合計	98.66

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	459	日本円	776,275,150	769,972,500	1.32

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1 特定期間末（2019年10月12日）	12,118	12,118	2,241.4	2,241.4	2,233
第2 特定期間末（2020年4月12日）	15,790	15,884	1,571.2	1,580.6	1,608
第3 特定期間末（2020年10月12日）	17,580	17,745	1,749.1	1,765.5	1,749
第4 特定期間末（2021年4月12日）	30,786	31,024	2,074.6	2,090.6	2,072
第5 特定期間末（2021年10月12日）	40,312	40,604	2,086.2	2,101.3	2,086
第6 特定期間末（2022年4月12日）	41,120	41,446	2,019.4	2,035.4	2,018.5
第7 特定期間末（2022年10月12日）	41,334	41,673	1,971.0	1,987.2	1,975
第8 特定期間末（2023年4月12日）	51,604	52,054	1,837.4	1,853.4	1,846.5
第9 特定期間末（2023年10月12日）	54,783	55,275	1,891.4	1,908.4	1,892
第10 特定期間末（2024年4月12日）	57,771	58,375	1,816.9	1,835.9	1,820.5
第11 特定期間末（2024年10月12日）	57,798	58,395	1,744.3	1,762.3	1,750.5
2023年10月末日	53,636	—	1,861.2	—	1,862
11月末日	53,050	—	1,896.7	—	1,889.5
12月末日	51,894	—	1,865.3	—	1,860
2024年1月末日	50,765	—	1,844.2	—	1,845.5
2月末日	50,875	—	1,754.3	—	1,755
3月末日	54,103	—	1,856.2	—	1,858
4月末日	59,540	—	1,855.3	—	1,855
5月末日	54,566	—	1,790.7	—	1,791.5
6月末日	58,145	—	1,779.9	—	1,785
7月末日	57,802	—	1,769.4	—	1,774.5
8月末日	59,404	—	1,818.4	—	1,815
9月末日	59,458	—	1,788.0	—	1,789
10月末日	58,327	—	1,729.3	—	1,736

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

(注) 特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1 特定期間	2019年7月12日～2019年10月12日	0.0000
第2 特定期間	2019年10月13日～2020年4月12日	16.9000
第3 特定期間	2020年4月13日～2020年10月12日	34.9000

第4特定期間	2020年10月13日～2021年4月12日	34.8000
第5特定期間	2021年4月13日～2021年10月12日	27.6000
第6特定期間	2021年10月13日～2022年4月12日	27.8000
第7特定期間	2022年4月13日～2022年10月12日	31.0000
第8特定期間	2022年10月13日～2023年4月12日	31.0000
第9特定期間	2023年4月13日～2023年10月12日	34.5000
第10特定期間	2023年10月13日～2024年4月12日	38.0000
第11特定期間	2024年4月13日～2024年10月12日	33.3000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1特定期間	2019年7月12日～2019年10月12日	11.57
第2特定期間	2019年10月13日～2020年4月12日	△29.15
第3特定期間	2020年4月13日～2020年10月12日	13.54
第4特定期間	2020年10月13日～2021年4月12日	20.60
第5特定期間	2021年4月13日～2021年10月12日	1.89
第6特定期間	2021年10月13日～2022年4月12日	△1.87
第7特定期間	2022年4月13日～2022年10月12日	△0.86
第8特定期間	2022年10月13日～2023年4月12日	△5.21
第9特定期間	2023年4月13日～2023年10月12日	4.82
第10特定期間	2023年10月13日～2024年4月12日	△1.93
第11特定期間	2024年4月13日～2024年10月12日	△2.16

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2019年7月12日～2019年10月12日	5,406,570	0
第2特定期間	2019年10月13日～2020年4月12日	10,197,630	5,554,353
第3特定期間	2020年4月13日～2020年10月12日	2,401,930	2,400,805
第4特定期間	2020年10月13日～2021年4月12日	7,787,410	2,998,418
第5特定期間	2021年4月13日～2021年10月12日	10,636,550	6,152,590
第6特定期間	2021年10月13日～2022年4月12日	2,981,490	1,943,161
第7特定期間	2022年4月13日～2022年10月12日	8,790,650	8,181,939
第8特定期間	2022年10月13日～2023年4月12日	9,799,240	2,684,674
第9特定期間	2023年4月13日～2023年10月12日	3,539,380	2,660,259
第10特定期間	2023年10月13日～2024年4月12日	5,891,430	3,060,007
第11特定期間	2024年4月13日～2024年10月12日	5,733,520	4,393,951

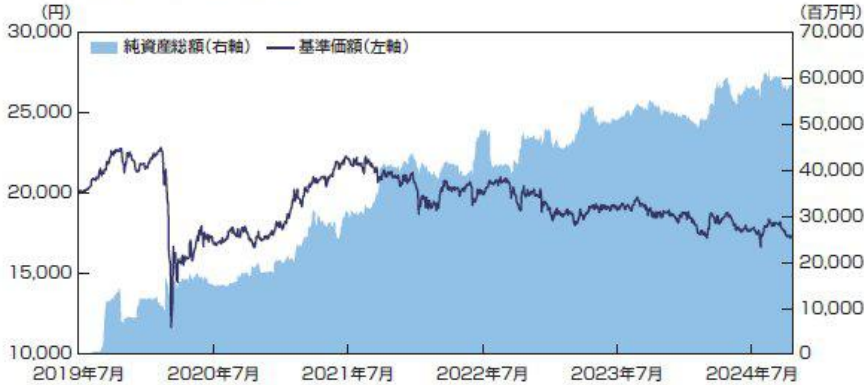
(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注)解約口数は交換口数を表示しております。

運用実績

(2024年10月31日現在)

＜基準価額・純資産の推移＞



＜分配の推移＞

決算期	分配金
2023年10月	170円
2024年1月	190円
2024年4月	190円
2024年7月	153円
2024年10月	180円
設定来累計	3,098円

※分配金は10口当たり、税引前の金額です。

＜主要な資産の状況＞

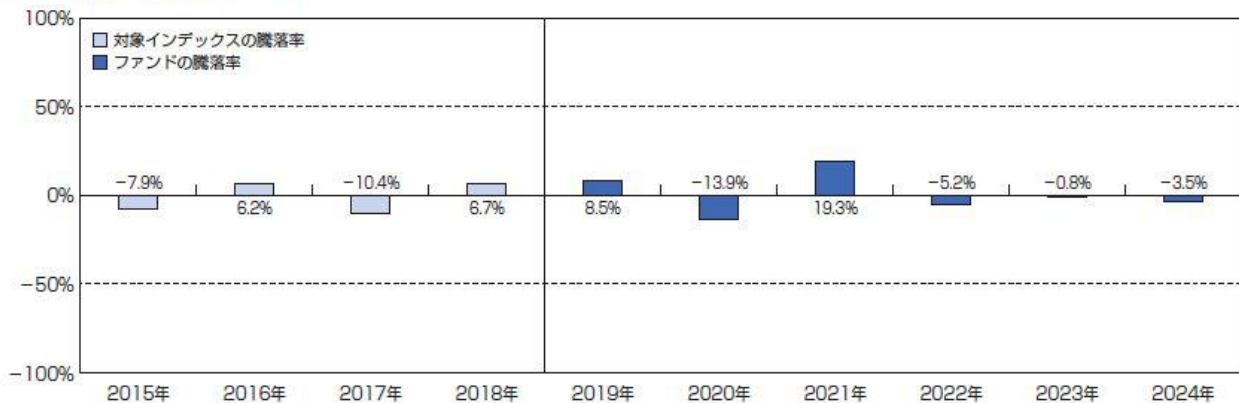
■資産の配分

組入資産	比率
REIT（投資信託証券）	98.7%
現金その他	1.3%

■組入上位10銘柄

	銘柄	比率
1	日本ビルファンド JREIT	7.7%
2	ジャパンリアルエステイト	5.8%
3	日本都市ファンド投資法人	4.9%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	4.7%
5	GLP投資法人	4.6%
6	日本プロロジス REIT	4.3%
7	KDX不動産投資法人	4.1%
8	大和ハウスリート投資法人	3.5%
9	インヴィンシブル投資法人	3.5%
10	オリックス不動産投資法人	3.2%

＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。
- ・2015年から2018年までは、対象インデックス（東証REIT指数）の年間騰落率です。
- ・あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・2019年は設定日（7月12日）から12月末までの騰落率、2024年は年初来10月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを行うものとします。当該不動産投資信託証券は、東証REIT指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
 - ・なお、拋出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとします。
 - ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。
- ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。
- ※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

（2）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間

原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- 1）東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
- 2）東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
- 3）ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の3営業日間
- 4）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間
- 5）1）～4）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記1）～4）に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（5）申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜シンプлекс・アセット・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-6843-1413

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（6）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

（1）受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

（2）受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

- ① 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

- ② 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の数量は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された数量とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。
- ③ 交換請求日の午後 3 時 30 分までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ④ 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。
 - 1) 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
 - 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
 - 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の3営業日間
 - 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間
 - 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記1)～4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。

- ⑥ 受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。

（3）受益権の買取り

- ① 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
- ② 原則として、午後 3 時 30 分までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
- ③ 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ④ 委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

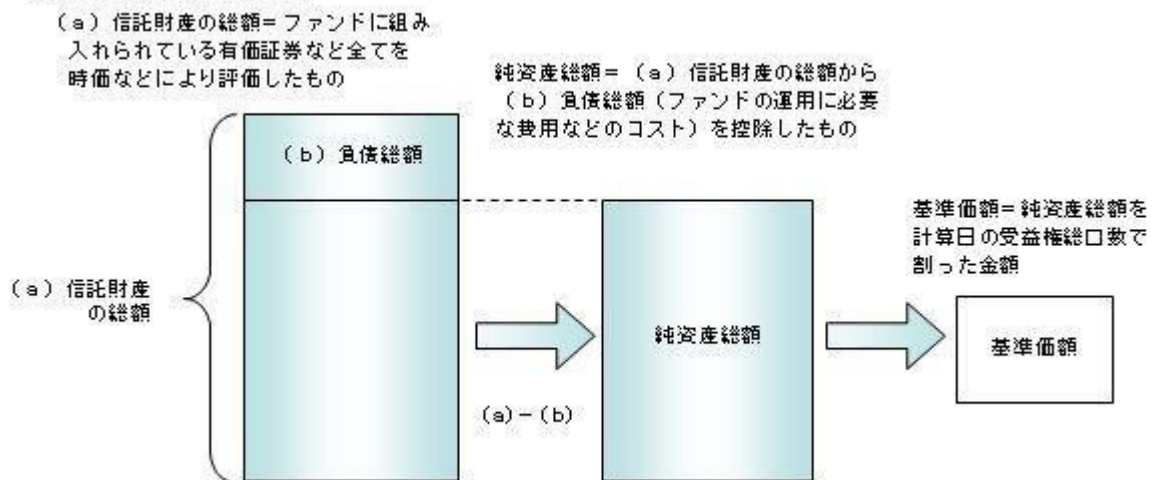
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプлекс・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-6843-1413

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2019年7月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年1月13日から4月12日まで、4月13日から7月12日まで、7月13日から10月12日まで、および10月13日から翌年1月12日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 2022年1月12日以降、受益権の総口数が30万口を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
 - ロ) 東証REIT指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合
 - ハ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ニ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときなお、上記イ) またはロ) の場合は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。
- 4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

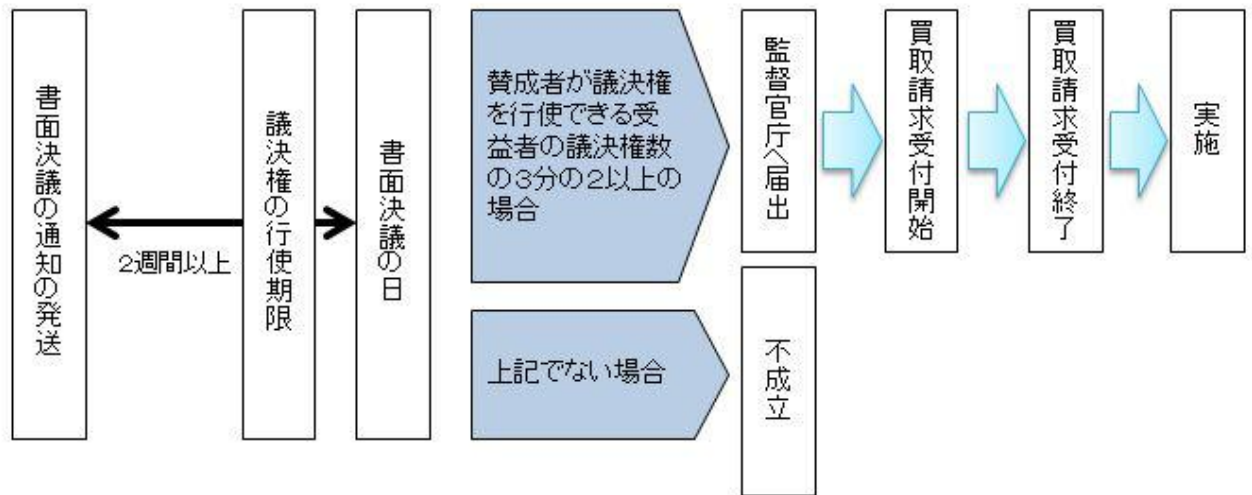
② 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

③ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送付します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



④ 公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [http:// www.simplexasset.com /](http://www.simplexasset.com/)

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 信託終了時の交換等

- 1) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3) 受益者が取得する個別銘柄の口数は、償還価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- 4) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社買取請求を行うものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 6) 受益者が、不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から 10 年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。
- ・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換権

- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する不動産投資信託証券と交換することを請求できます。
 - ・ただし、受益者が信託の終了による不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。
- (3) 受益権の買取請求権
- 受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。
- (4) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 4 月 13 日から 2024 年 10 月 12 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証REIT ETFの2024年4月13日から2024年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東証REIT ETFの2024年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【東証REIT ETF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2024年 4月 12日現在)	当期 (2024年 10月 12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	468,788,945	503,886,774
投資証券	57,237,779,850	57,175,633,400
派生商品評価勘定	19,425,000	-
未収入金	90,479,138	-
未収配当金	626,861,689	731,875,941
未収利息	692	5,760
前払金	-	25,193,850
差入委託証拠金	54,355,734	53,910,034
流動資産合計	58,497,691,048	58,490,505,759
資産合計	58,497,691,048	58,490,505,759
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,600,340	26,639,850
前受金	55,724,160	-
未払金	14,406,007	-
未払収益分配金	604,125,406	596,441,574
未払受託者報酬	4,981,250	5,724,760
未払委託者報酬	29,887,451	34,348,534
その他未払費用	15,323,990	28,532,607
流動負債合計	726,048,604	691,687,325
負債合計	726,048,604	691,687,325
純資産の部		
元本等		
元本	63,878,312,666	66,569,506,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△6,106,670,222	△8,770,688,353
(分配準備積立金)	6,460,192	101,226,838
元本等合計	57,771,642,444	57,798,818,434
純資産合計	57,771,642,444	57,798,818,434
負債純資産合計	58,497,691,048	58,490,505,759

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2023 年 10 月 13 日 至 2024 年 4 月 12 日)	当期 (自 2024 年 4 月 13 日 至 2024 年 10 月 12 日)
営業収益		
受取配当金	1,137,154,167	1,318,742,252
受取利息	17,017	223,887
有価証券売買等損益	△2,015,014,443	△2,131,744,783
派生商品取引等損益	9,071,320	△37,029,140
その他収益	25,086,448	-
営業収益合計	△843,685,491	△849,807,784
営業費用		
支払利息	19,341	-
受託者報酬	10,091,768	11,211,663
委託者報酬	60,550,512	67,269,925
その他費用	30,978,885	49,448,297
営業費用合計	101,640,506	127,929,885
営業利益又は営業損失 (△)	△945,325,997	△977,737,669
経常利益又は経常損失 (△)	△945,325,997	△977,737,669
当期純利益又は当期純損失 (△)	△945,325,997	△977,737,669
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△3,406,902,605	△6,106,670,222
剰余金増加額又は欠損金減少額	494,320,763	781,859,559
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	494,320,763	781,859,559
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,118,809,241	1,371,870,413
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,118,809,241	1,371,870,413
分配金	1,129,953,142	1,096,269,608
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△6,106,670,222	△8,770,688,353

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期(2024年4月12日現在)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

当期(2024年10月12日現在)

同上

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2024年4月12日現在)	当期 (2024年10月12日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 58,189,983,859 円 期中追加設定元本額 11,835,882,870 円 期中交換元本額 6,147,554,063 円	期首元本額 63,878,312,666 円 期中追加設定元本額 11,518,641,680 円 期中交換元本額 8,827,447,559 円
2. 受益権の総数	31,796,074 口	33,135,643 口
3. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金 投資証券 代用有価証券 22,460,000 円	先物取引に係る差入委託証拠金 投資証券 代用有価証券 14,012,000 円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 6,106,670,222 円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 8,770,688,353 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自 2023 年 10 月 13 日 至 2024 年 4 月 12 日)	当期 (自 2024 年 4 月 13 日 至 2024 年 10 月 12 日)
1. 分配金の計算過程	(2023 年 10 月 13 日から 2024 年 1 月 12 日までの分配金計算期間)	(2024 年 4 月 13 日から 2024 年 7 月 12 日までの分配金計算期間)
A 当ファンドの配当等収益額	508,572,120 円	555,299,482 円
B 分配準備積立金	75,796,208 円	6,460,192 円
C 配当等収益額合計 (A+B)	584,368,328 円	561,759,674 円

D 経費	51,428,474 円	59,323,894 円
E 収益分配可能額 (C-D)	532,939,854 円	502,435,780 円
F 収益分配金額	525,827,736 円	499,828,034 円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	7,112,118 円	2,607,746 円
H 口数	27,675,144 口	32,668,499 口
I 分配金額(10 口当たり)	190.00 円	153.00 円
	(2024 年 1 月 13 日から 2024 年 4 月 12 日までの分配金計算期間)	(2024 年 7 月 13 日から 2024 年 10 月 12 日までの分配金計算期間)
A 当ファンドの配当等収益額	653,666,171 円	763,666,657 円
B 分配準備積立金	7,112,118 円	2,607,746 円
C 配当等収益額合計 (A+B)	660,778,289 円	766,274,403 円
D 経費	50,192,691 円	68,605,991 円
E 収益分配可能額 (C-D)	610,585,598 円	697,668,412 円
F 収益分配金額	604,125,406 円	596,441,574 円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	6,460,192 円	101,226,838 円
H 口数	31,796,074 口	33,135,643 口
I 分配金額(10 口当たり)	190.00 円	180.00 円
2. その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及びライセンス料であります。	同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 2023 年 10 月 13 日 至 2024 年 4 月 12 日)	当期 (自 2024 年 4 月 13 日 至 2024 年 10 月 12 日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、投資証券および株価指数先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (2024 年 4 月 12 日現在)	当期 (2024 年 10 月 12 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 (2024 年 4 月 12 日現在)	当期 (2024 年 10 月 12 日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△1,364,546,389	△1,101,730,689
合計	△1,364,546,389	△1,101,730,689

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

前期（2024 年 4 月 12 日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	520,957,840	—	538,782,500	17,824,660
合計		520,957,840	—	538,782,500	17,824,660

当期（2024 年 10 月 12 日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,250,317,350	—	1,223,677,500	△26,639,850
合計		1,250,317,350	—	1,223,677,500	△26,639,850

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。
- 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

前期 (2024 年 4 月 12 日現在)	当期 (2024 年 10 月 12 日現在)
1 口当たりの純資産額 1,816.9 円 (10 口当たりの純資産額 18,169 円)	1 口当たりの純資産額 1,744.3 円 (10 口当たりの純資産額 17,443 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(イ)株式

該当事項はありません。

(ロ)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	1,283	152,035,500	
	サンケイリアルエステート投資法人	1,855	150,626,000	
	S O S i L A 物流リート投資法人	2,891	323,502,900	
	東海道リート投資法人	989	108,295,500	
	日本アコモデーションファンド投資法人	2,001	1,278,639,000	
	森ヒルズリート投資法人	6,815	870,275,500	
	産業ファンド投資法人	10,610	1,230,760,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	5,696	1,836,960,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	2,817	925,384,500	
	G L P 投資法人	19,468	2,511,372,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,933	912,163,000	
	日本プロロジスリート投資法人	10,096	2,479,577,600	
	星野リゾート・リート投資法人	1,224	588,744,000	
	O n e リート投資法人	1,009	250,635,600	
	イオンリート投資法人	7,108	926,172,400	
	ヒューリックリート投資法人	5,120	686,592,000	
	日本リート投資法人	1,881	603,801,000	
	積水ハウス・リート投資法人	17,417	1,306,275,000	
	トーセイ・リート投資法人	1,261	167,460,800	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	1,427	162,392,600	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	1,578	154,170,600	
	野村不動産マスターファンド投資法人	18,553	2,653,079,000	
	いちごホテルリート投資法人	958	128,084,600	
	ラサールロジポート投資法人	7,420	1,051,414,000	
	スターアジア不動産投資法人	10,681	555,412,000	
	マリモ地方創生リート投資法人	1,053	119,199,600	
	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	2,417	995,804,000	
	日本ホテル&レジデンシャル投資法人	935	66,665,500	
	投資法人みらい	7,979	339,905,400	

三菱地所物流リート投資法人	2,001	717,358,500	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	2,494	355,893,800	
ザイマックス・リート投資法人	991	111,784,800	
タカラレーベン不動産投資法人	3,784	323,153,600	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,538	302,783,400	
日本ビルファンド投資法人	33,808	4,449,132,800	代用有価証券 20 口
ジャパンリアルエステイト投資法人	5,953	3,387,257,000	代用有価証券 20 口
日本都市ファンド投資法人	30,055	2,825,170,000	
オリックス不動産投資法人	11,549	1,747,363,700	
日本プライムリアルティ投資法人	3,963	1,349,401,500	
N T T 投資開発リート投資法人	5,891	665,093,900	
東急リアル・エステート投資法人	3,887	603,651,100	
グローバル・ワン不動産投資法人	4,278	429,511,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人	12,964	1,787,735,600	
森トラストリート投資法人	11,171	708,241,400	
インヴィンシブル投資法人	31,933	1,960,686,200	
フロンティア不動産投資法人	2,151	895,891,500	
平和不動産リート投資法人	4,248	532,699,200	
日本ロジスティクスファンド投資法人	3,895	1,069,567,000	
福岡リート投資法人	3,270	473,496,000	
K D X 不動産投資法人	16,214	2,433,721,400	
いちごオフィスリート投資法人	4,228	347,541,600	
大和証券オフィス投資法人	2,401	729,904,000	
阪急阪神リート投資法人	2,760	336,720,000	
スターツプロシード投資法人	1,003	185,153,800	
大和ハウスリート投資法人	8,693	2,005,475,100	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	21,291	1,492,499,100	
大和証券リビング投資法人	8,560	817,480,000	
ジャパンエクセレント投資法人	4,978	595,866,600	
合計	406,427	57,175,633,400	

(注) 投資証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2024 年 10 月 31 日現在です。

【東証REIT ETF】

【純資産額計算書】

I 資産総額	58,968,455,877円
II 負債総額	640,544,306円
III 純資産総額（I－II）	58,327,911,571円
IV 発行済口数	33,729,823口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1,729.3円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換不動産投資信託証券の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（2024年10月末現在）

- ①資本金 370 百万円
- ②発行する株式の総数 12,000 株
- ③発行済株式の総数 7,400 株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

- ・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

- ・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

- ・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

- ・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2024年10月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	81	768,909
単位型株式投資信託	48	141,531
単位型公社債投資信託	3	5,869
合計	132	916,309

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 秀和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉持 美奈子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の

前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			4,107,025		8,322,132
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			17,671		20,977
4 未収委託者報酬			405,624		552,306
5 未収運用受託報酬			1,348,108		2,838,870
6 未収投資助言報酬			1,787		59,563
7 その他			119,887		118,097
流動資産計			6,000,204		11,912,047
II 固定資産					
1 有形固定資産			10,649		14,540
(1)建物付属設備	*1	4,354		*1	3,710
(2)器具備品	*1	6,295		*1	10,830
2 無形固定資産			580		580
(1)電話加入権		580		580	
3 投資その他の資産			106,113		97,218
(1)投資有価証券		31,209		21,684	
(2)長期差入保証金		74,425		74,617	
(3)長期前払費用		478		—	
(4) その他		—		916	
固定資産計			117,342		112,339
資産合計			6,117,546		12,024,386

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日現在)		当事業年度 (2024 年 3 月 31 日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			91,733		89,089
2 未払金			1,695,625		3,127,319
3 関係会社未払金			4,950		4,950
4 未払費用			32,884		42,751
5 未払法人税等			658,862		1,531,376
6 未払消費税等			68,544		409,975
7 前受金			90,915		37,520
流動負債計			2,643,516		5,242,983
II 固定負債					
1 資産除去債務			25,506		25,506
2 繰延税金負債			535		969
固定負債計			26,041		26,475
負債合計			2,669,558		5,269,458
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1)利益準備金	92,500			92,500	
(2)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	2,984,385			6,291,089	
利益剰余金計			3,076,885		6,383,589
株主資本計			3,446,885		6,753,589
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			1,102		1,337
評価・換算差額等計			1,102		1,337
純資産合計			3,447,988		6,754,927
負債・純資産合計			6,117,546		12,024,386

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
		金 額		金 額	
I 営業収益					
1 委託者報酬		4,006,593		7,871,197	
2 運用受託報酬		3,571,192		5,100,427	
3 投資助言報酬		6,796		98,557	
4 その他営業収益		164,385	7,748,968	26,509	13,096,692
II 営業費用					
1 支払手数料		151,815		139,793	
2 調査費					
(1) 調査費		57,566		68,385	
(2) 委託調査費		249,174		130,426	
3 委託計算費		37,632		57,665	
4 通信費		6,066	502,255	6,449	402,721
III 一般管理費					
1 給料					
(1) 役員報酬		1,714,000		1,513,388	
(2) 給料・手当		413,762		440,373	
(3) 賞与・退職金等		1,572,707		3,004,356	
2 交際費		9,265		9,568	
3 旅費交通費		14,865		39,080	
4 業務事務委託費		20,208		29,019	
5 租税公課		75,713		138,578	
6 不動産賃借料		116,691		113,321	
7 固定資産減価償却費		4,315		4,622	
8 諸経費	*1	222,855	4,164,384	*1 276,013	5,568,322
営業利益			3,082,327		7,125,648
IV 営業外収益					
1 受取利息		3,769		3,652	
2 為替差益		14,889		88,131	
3 受取配当金		454		0	
4 還付加算金		606	19,718	—	91,784
V 営業外費用					
1 投資有価証券売却損		4		76	
2 その他の営業外費用		14	19	4	80
経常利益			3,102,026		7,217,352
VI 特別利益					
1 保険金収入		—	—	297	297
VII 特別損失					
1 固定資産除却損		72	72	0	0
税引前当期純利益			3,101,954		7,217,649
法人税、住民税及び事業税		958,360		1,910,940	
法人税等調整額		△ 582	957,778	—	1,910,940
当期純利益			2,144,176		5,306,709

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	△ 863	3,701,850
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,400,005	△ 2,400,005	△2,400,005	—	△ 2,400,005
当期純利益	—	—	2,144,176	2,144,176	2,144,176	—	2,144,176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	1,965	1,965
当期変動額合計	—	—	△ 255,828	△ 255,828	△255,828	1,965	△ 253,862
当期末残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	2,984,385	3,076,885	3,446,885	1,102	3,447,988
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,000,005	△ 2,000,005	△2,000,005	—	△ 2,000,005
当期純利益	—	—	5,306,709	5,306,709	5,306,709	—	5,306,709
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	235	235
当期変動額合計	—	—	3,306,704	3,306,704	3,306,704	235	3,306,939
当期末残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
建物付属設備	54,607 千円	55,251 千円
器具備品	29,779 千円	33,343 千円
計	84,387 千円	88,594 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
諸経費	18,000 千円	18,000 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	2,000,005	270,271	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 30 日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
1 年以内	65,716	65,716
1 年超	230,007	164,290
合計	295,723	230,007

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	31,209	31,209	—
資産計	31,209	31,209	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	21,684	21,684	—
資産計	21,684	21,684	—

(注) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(注 2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	21,310	—	—
合計	—	21,310	—	—

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	87	21,596	—	—
合計	87	21,596	—	—

(注 3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	9,989	—	9,989
合計	—	9,989	—	9,989

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券 21,220 千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	—	87	—	87
合計	—	87	—	87

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券 21,596 千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	21,220	19,470	1,749
小計	21,220	19,470	1,749
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,989	10,100	△110
小計	9,989	10,100	△110
合計	31,209	29,570	1,638

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	13,164	10,000	3,164
小計	13,164	10,000	3,164
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,519	9,377	△857
小計	8,519	9,377	△857
合計	21,684	19,377	2,306

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	291	—	4

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,317	0	76

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	12,347千円	18,431千円
未払事業税	37,077千円	95,643千円
その他有価証券評価差額金	33千円	262千円
資産除去債務	7,809千円	7,809千円
繰延税金資産小計	57,268千円	122,147千円
評価性引当額(注)	△57,268千円	△122,147千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△535千円	△969千円
固定資産(除去費用)	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△535千円	△969千円
繰延税金負債の純額	△535千円	△969千円

(注) 評価性引当額が 64,878 千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が 58,566 千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	—	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.0%
評価性引当額の増減	—	0.9%
特別税額控除	—	△5.1%
その他	—	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	26.5%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 25 年半と見積り、割引率は 0.56% から 1.145% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
期首残高	25,382 千円	25,506 千円
時の経過による調整額	123 千円	—
期末残高	25,506 千円	25,506 千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
委託者報酬	2,981,832 千円	3,489,973 千円
運用受託報酬	2,020,329 千円	1,505,103 千円
投資助言報酬	6,796 千円	98,557 千円
成功報酬	2,575,624 千円	7,976,547 千円
顧客との契約から生じる収益	7,584,583 千円	13,070,182 千円
その他の収益	164,385 千円	26,509 千円
外部顧客への売上高	7,748,968 千円	13,096,692 千円

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,006,593	3,571,192	6,796	164,385	7,748,968

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,871,197	5,100,427	98,557	26,509	13,096,692

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
4,499,017	2,604,367	645,582	7,748,968

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
8,001,109	4,944,390	151,191	13,096,692

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	2,604,367	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	4,944,390	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) シンプレ クス・ ファイナン シャル・ ホールディ ングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形 式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導 ・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株) シンプレ クス・ ファイナン シャル・ ホールディ ングス	東京都 千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形 式の子会社 支配、役員 の兼任	経営指導 ・管理料 の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・ アセット・ マネジメント (香港) カンパニー・ リミテッド	香港	50 万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取 (注)	2,604,367	未収運用 受託報酬	1,281,933

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・ アセット・ マネジメント (香港) カンパニー・ リミテッド	香港	50 万 香港ドル	投資運用業 及び 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取 (注)	4,944,390	未収運用 受託報酬	2,820,466
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント(株)	東京都 千代田区	10,000 千円	投資事業組合財産の運用及び管理	—	投資助言 契約 私募集扱 契約 役員の 兼任	投資助言 報酬の受取 (注) 私募集扱 手数料の 受取 (注)	72,815 21,703	未収投資 助言報酬 その他流 動資産	46,695 12,713

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. シンプレクス・アセット・マネジメント (香港) カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2. シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募集扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	
1株当たり純資産額	465,944 円 37 銭	1株当たり純資産額	912,828 円 05 銭
1株当たり当期純利益金額	289,753 円 61 銭	1株当たり当期純利益金額	717,122 円 91 銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益	2,144,176 千円	5,306,709 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	2,144,176 千円	5,306,709 千円
期中平均株式数	7,400 株	7,400 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

東証REIT ETF

追加型証券投資信託

信託約款

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
東証REIT ETF
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は証券投資信託であり、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項、第2項および第23条第1項、第3項において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における東証REIT指数（以下「対象指数」といいます。）の終値（小数点以下は切り上げます。）を200万倍した金額相当額を上限として、委託者の指定する不動産投資信託証券（以下「REIT」という場合があります。）および金銭を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 前項に規定するREITとは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令および投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるもののうち、第19条第1号の規定に基づき投資の対象とする有価証券をいいます。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円相当額を限度としてREITおよび金銭を追加信託することができます。

④ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第44条第1項および第2項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。

(金融商品取引所への上場)

第4条 委託者は、この信託の受益権について、金融商品取引所（金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

② 委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、前項の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる不動産投資信託証券等の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。

(受益権の併合、分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、200万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

③ 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。以下同じ。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。

④ 前項の規定により委託者は、受益権の併合または再分割を行う場合には、振替機関の定めにしたがい、次の各号の通り行います。

1. 受益権の併合または再分割にかかる減少比率または増加比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。
2. 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算します。
3. 前号の合算による整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。
4. 振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配します。
5. 受益者からの取得申込および交換の請求について制限を行う場合があります。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託に相当する金額は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② 委託者は、原則として、REITをもって追加信託を行うものとします。ただし、追加信託におけるREITの評価額（追加信託を行う日の前営業日において公表されている最終価格に基づき算出した価額またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいいます。）の合計が、前項の追加信託に相当する金額に満たない場合は、その差額については金銭による追加信託を行うものとします。

③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）

を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、第2条に規定するREIT（REITの個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。

② 受託者は、追加信託に係るREITについて受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該不動産投資信託証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該不動産投資信託証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 取得申込者は、第7条第1項の規定により分割される受益権について、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、「販売会社」といいます。）の所定の方法により、その保有するREITをもって取得の申込みを行うものとします。ただし、当該REITは、対象指数における各構成銘柄のREITの数の構成比率に相当するものとして委託者が定める比率により構成される各銘柄のREIT（以下、「ユニット有価証券」といいます。）とし、拠出されたREITの評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金

額を充当するものとします。

② 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。なお、販売会社は、取得申込者から独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を徴することができるものとします。

③ 第1項に定めるユニット有価証券は、金融商品取引所が定める一売買単位（以下、「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の口数をもって構成されるものとします。なお、販売会社は、第1項の取得申込者に対して、委託者が別に定めるユニット有価証券の評価額に相当する口数を単位として、取得の申込みを取扱うことができるものとします。

④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

1. 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
2. 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間
4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間
5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に要するREITの受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑥ また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる不動産投資信託証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（受益者名簿の作成と名義登録）

第15条 受託者は、この信託にかかる受益者名簿を作成し、第6条の受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所）その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。

② 受託者は、計算期間終了日現在において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

③ 受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して第1項の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は前項に規定する登録を受託者（受託者が第2項において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

④ 前項に規定する名義登録は、第29条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、この信託が終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第21条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類するもの以外のもの

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条、第25条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合

には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条、第25条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行います。

1. この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証REIT指数に採用されているREIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。

2. 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。

3. 次に掲げる場合には、前各号の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

イ、東証REIT指数の計算方法が変更された場合

ロ、東証REIT指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合

ハ、追加信託ならびに交換請求の指図を行う場合

ニ、その他、連動性を維持するために委託者が必要と認めた場合

4. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

5. REITへの投資割合には、制限を設けません。

6. 外貨建資産への投資は行いません。

7. わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属するREITおよび国債を第22条に規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。

9. デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

10. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等

の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。

イ、投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること

ロ、指数及びその算出方法が公表されているものであること

ハ、有価証券指数にあつては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること

(収益分配方針)

第20条 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。

② 売買益が生じても、分配は行いません。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数等先物取引および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投資信託指数等先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属するREITおよび国債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付不動産投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する不動産投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

2. 国債の貸付は、貸付時点において、貸付国債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する国債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する不動産投資信託証券および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、不動産投資信託証券の分配金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する不動産投資信託証券について、不動産投資信託証券の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する不動産投資信託証券について、分配金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年1月13日から4月12日まで、4月13日から7月12日まで、7月13日から10月12日までおよび10月13日から翌年1月12日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から令和元年10月12日までとし、最終計算期間の終了日は第3条ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことができない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」（消費税等に相当する金額を含みます。）といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

② 前項に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第1号から第7号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
10. 受益権の上場に係る費用
11. 運用の基本方針に沿う運用を行うために必要な東証REIT指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

③ 委託者は、前2項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあら

かじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとしします。

⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、第29条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

（信託報酬等）

第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の24.5以内で委託者が定める率を乗じて得た額
2. 第22条に規定するREITまたは国債の貸付を行った場合は、その品貸料の50%以内の額

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項に規定する信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第33条 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第31条の諸費用、第32条の信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額（以下「信託報酬等」といいます。）を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
2. 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

（収益分配金の支払い）

第34条 収益分配金は、計算期間終了日現在において、第15条の受益者名簿に名義登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に支払います。

② 受託者は、収益分配金の支払いについて、第15条第2項の規定に基づいて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

③ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、第15条第1項に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとしします。なお、名義登録受益者が第15条第3項に規定する金

融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。

(収益分配金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第34条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に、未払残高があるとき、当該金額を委託者に交付するものとします。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(交換請求)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき委託者に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当するREITとの交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行うことができます。

1. 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
2. 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
3. 計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間
4. この信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間
5. 前各号のほか、委託者が第19条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

③ 第1項に定める最小交換請求口数は、当該口数に交換請求を受付けた日（以下、「交換請求受付日」といいます。）の基準価額を乗じて得た額が、交換請求受付日におけるユニット有価証券の評価額の合計に相当する口数として委託者が定める口数とします。

④ 受益者が、第1項の交換請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 第1項の交換請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、第39条第2項に定める当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑥ 第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算

機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。

⑦ 受託者は、第 39 条第 2 項の委託者の交換の指図に基づいて、交換に係る振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび第 39 条第 5 項に定める抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

⑧ 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の口数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

⑨ 販売会社は、受益者が交換を行うとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑩ 第 2 項の規定により、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受付けたものとして、第 7 項および第 8 項の規定に準じて計算されたものとします。

⑪ 前各項の規定にかかわらず委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による交換請求の受付けを停止することおよびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消すことができます。

⑫ 前項の規定により交換請求の受付けを停止したときは、本条第 9 項の規定を準用します。

⑬ 交換時の計理処理として、交換に係る受益権口数に交換請求の受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を、交換差金として処理します。

(交換の指図等)

第 39 条 委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって前条第 1 項の請求を行い、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の R E I T の口数を計算し、交換に要する受益権の口数（1 口未満の端数があるときは、1 口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券のうち取引所売買単位の整数倍となる不動産投資信託証券を交換するよう指図します。

③ 受託者は、前条第 5 項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目以降に、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

④ 販売会社は、前項の規定により受託者から交付を受けた不動産投資信託証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付するものとします。

⑤ 委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

(受益権の買取り)

第40条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 第4条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき
- ② 前項の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
- ③ 販売会社は、前2項の規定により受益権の買取りを行うときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ④ 販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、第2項および第3項の規定に準じて計算されたものとします。

(信託終了時の交換等)

第41条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

- ② 前項の交換は、販売会社の営業所において行うものとします。
- ③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の口数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ④ 販売会社は、受益者に第1項による交換を行うとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑤ 委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換不動産投資信託証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。
- ⑥ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。
 1. 第1項において、受益者の有する口数から不動産投資信託証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 2. 第1項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）
- ⑦ 販売会社は、受益者に前項による買取りを行うとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ⑧ 第1項の不動産投資信託証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- ⑨ 信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者である委託者の指定する販売会社に支払い

ます。なお、委託者の指定する販売会社は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(交換に係る時効)

第 42 条 受益者が、前条第 1 項の交換について、交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換不動産投資信託証券の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、令和 4 年 1 月 12 日以降、受益権の総口数が 30 万口を下回ることとなった場合、もしくは、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第 4 条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合（これらを包括して「廃止された日」といいます。）は、受託者と合意のうえ、その廃止された日に、投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが、困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなしま

す。

④ 第2項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約、または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第44条第3項又は前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.simplexasset.com/>

② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 令和元年7月12日

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

委託者 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

付表

- ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。

Simplex
Asset Management